

独立行政法人国立女性教育会館の中期目標 新旧対照表（案）

（主務府省：文部科学省）

新	旧
独立行政法人国立女性教育会館が達成すべき業務運営に関する目標 （中期目標） V 財務内容の改善に関する事項 1 予算の適切な管理と効果的な執行 （2）自己収入の拡大等 受託研究、寄附金や科学研究費補助金等の外部資金の受入れ、施設の有効利用促進等により、自己収入の確保に取り組む。運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、理事長のリーダーシップのもと、適切な予算配分等を行う。また、自己収入の取り扱いでは、毎事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営を行う。 VI その他業務運営に関する重要事項 4 長期的視野に立った施設・設備の整備等 長期的視点に立った安心・安全な研修環境の維持のための施設改修、設備更新を計画的に進める。<u>「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて」（令和6年7月30日内閣府・文部科学省・国立女性教育会館）に基づき、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、必要な機能は本館に集約することとし、老朽化した宿泊棟、研修棟、体育施設等の施設については、令和12年度までを目途に撤去すべく、必要な準備を行う。</u> 女性教育・男女共同参画に関する業務の着実な遂行により、<u>多様な主体による施設の利活用をより一層推進するとともに、他法人や関係機関等の施設を利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行う。</u> <u>研修施設の利用率について、中期目標期間中に50%以上を達成する（施設全</u>	独立行政法人国立女性教育会館が達成すべき業務運営に関する目標 （中期目標） V 財務内容の改善に関する事項 1 予算の適切な管理と効果的な執行 （2）自己収入の拡大等 受託研究、寄附金や科学研究費補助金等の外部資金の受入れ、施設の有効利用促進や PFI 事業の活用等により、自己収入の確保に取り組む。運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、理事長のリーダーシップのもと、適切な予算配分等を行う。また、自己収入の取り扱いでは、毎事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営を行う。 VI その他業務運営に関する重要事項 4 長期的視野に立った施設・設備の整備等 長期的視点に立った安心・安全な研修環境の維持のための施設改修、設備更新を計画的に進める。<u>また、保有資産については、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行う。</u> 女性教育・男女共同参画に関する業務の着実な遂行により<u>施設の利用状況を向上させるとともに、PFI 事業に係る適切なモニタリングの実施及び積極的な広報等により、多様な主体による施設の利用促進を図る。</u> <u>研修施設を含め、他法人や関係機関等との連携を含め施設の利活用をより</u>

体利用率の平成 28～令和元年度平均実績：50.8%)。 なお、災害時等において、国や地方公共団体等から避難者等の受け入れの要請があった場合、関係機関と連携して施設を有効利用する。	<u>一層推進するとともに、他法人や関係機関等の施設を利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行う。施設利用率について、中期目標期間中に 50%以上を達成する（施設全体利用率の平成 28～令和元年度平均実績：50.8%）。また、施設ごとの利用率の目標については、PFI 事業者と協議の上、年度計画において適切に設定する。</u> <u>ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用率の目標を達成することが困難な場合は、その点を考慮して評価を行う。</u> なお、災害時等において、国や地方公共団体等から避難者等の受け入れの要請があった場合、関係機関と連携して施設を有効利用する。
--	---

国立研究開発法人物質・材料研究機構の中長期目標 新旧対照表(案)

(主務府省：文部科学省)

新	旧
国立研究開発法人物質・材料研究機構が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標） Ⅲ 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項（略） 機構は、これらの業務を遂行するに当たり、各年度において適切なPDCA サイクルの実現に努め、研究の進め方や目標設定の妥当性等について不断の見直しを行う。特に、研究開発にあっては、マテリアル分野における現状の把握に努めた上で、研究マネジメント機能の強化を図り、機構に求められる役割を常に確認しつつ、長期ビジョンを踏まえた研究内容の重点化を図る。また、マテリアル分野の研究開発は我が国の産業競争力に大きく影響を及ぼすことから、研究開発、共同研究等の産学連携等に当たっては、人材の確保や推進体制の構築、情報等のマネジメントを適切に行い、国際交流を含めた研究交流の促進による研究力やイノベーション力の強化を進めることと、経済安全保障を確保することを両立すべく、戦略的に取り組む。<u>加えて、国際的に信頼性のある研究環境を構築するとともに、研究者が安心して研究できる環境を守るため、政府方針等を踏まえ、機微技術・情報の流出防止措置などの研究セキュリティ・研究インテグリティの確保を徹底するための適切な対応を講じる。具体的には、研究セキュリティ・研究インテグリティの確保を支える基盤的な取組として、効果的・効率的に進める体制の整備や適切なフォローアップの実施などを行う。また、安全保障貿易管理の取組、不正競争防止法による保護を見据えた秘密管理体制の徹底などの対応を行う。</u>	国立研究開発法人物質・材料研究機構が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標） Ⅲ 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項（略） 機構は、これらの業務を遂行するに当たり、各年度において適切なPDCA サイクルの実現に努め、研究の進め方や目標設定の妥当性等について不断の見直しを行う。特に、研究開発にあっては、マテリアル分野における現状の把握に努めた上で、研究マネジメント機能の強化を図り、機構に求められる役割を常に確認しつつ、長期ビジョンを踏まえた研究内容の重点化を図る。また、マテリアル分野の研究開発は我が国の産業競争力に大きく影響を及ぼすことから、研究開発、共同研究等の産学連携等に当たっては、人材の確保や推進体制の構築、情報等のマネジメントを適切に行い、国際交流を含めた研究交流の促進による研究力やイノベーション力の強化を進めることと、経済安全保障を確保することを両立すべく、戦略的に取り組む。

IV 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1. 適正かつ効果的なマネジメント体制の確立

1.1 柔軟な業務運営を実現するための組織体制の整備等 (略)

研究運営においては、機構全体としての総合力を発揮し、更なる組織パフォーマンスの向上を促すような研究体制を構築することとし、その際、政府方針に即した先導的な研究開発をはじめ、有望なシーズの発掘、企業等のニーズへの対応、適切な研究環境の構築などへの機動的かつ組織横断的な対応にも配慮した柔軟な研究体制を整備する。また、政府戦略や国際情勢、社会的ニーズ、研究の動向等を掘り下げて調査し、国内外におけるマテリアル研究開発を取り巻く動向を把握するとともに、機構の強みや弱み、国際的な位置づけ等の分析を行い、機構の研究戦略の企画・立案等に活用する。加えて、研究分野間の協働、情報交換が日常的に行われるよう留意するとともに、研究者の研究時間を最大限確保するための業務運営に努める。

(略)

1.2 内部統制の充実・強化

(略)

研修や教育の実施等により、職員のコンプライアンス意識醸成のための取組を継続する。特に、研究活動等における不正行為及び研究費の不正使用の防止については、政府のガイドライン等の遵守を徹底し、内部監査等とも連携してチェック体制をより一層強化する。また、安全保障貿易管理、研究セキュリティ・研究インテグリティの確保については、社会情勢を注視しつつ、法令や政府方針等を踏まえて機構の対応方針を適宜定めるとともに、リスク低減に向けた適切な措置を行う。

2. 業務全体での改善及び効率化

2.4 その他の業務運営面での対応

IV 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1. 適正かつ効果的なマネジメント体制の確立

1.1 柔軟な業務運営を実現するための組織体制の整備等 (略)

研究運営においては、機構全体としての総合力を発揮し、更なる組織パフォーマンスの向上を促すような研究体制を構築することとし、その際、国の政策方針に即した先導的な研究開発をはじめ、有望なシーズの発掘、企業等のニーズへの対応、適切な研究環境の構築などへの機動的かつ組織横断的な対応にも配慮した柔軟な研究体制を整備する。また、政府戦略や国際情勢、社会的ニーズ、研究の動向等を掘り下げて調査し、国内外におけるマテリアル研究開発を取り巻く動向を把握するとともに、機構の強みや弱み、国際的な位置づけ等の分析を行い、機構の研究戦略の企画・立案等に活用する。加えて、研究分野間の協働、情報交換が日常的に行われるよう留意するとともに、研究者の研究時間を最大限確保するための業務運営に努める。

(略)

1.2 内部統制の充実・強化

(略)

研修や教育の実施等により、職員のコンプライアンス意識醸成のための取組を継続する。特に、研究活動等における不正行為及び研究費の不正使用の防止については、国のガイドライン等の遵守を徹底し、内部監査等とも連携してチェック体制をより一層強化する。また、安全保障貿易管理については、社会情勢を注視しつつ、法令や国の方針等を踏まえて機構の対応方針を適宜定めるとともに、リスク低減に向けた適切な措置を行う。

2. 業務全体での改善及び効率化

2.4 その他の業務運営面での対応

(略)

また、政府方針等を踏まえつつ、環境への配慮促進、男女共同参画や次世代育成支援等に適切に対応する。

(略)

また、国の方針等を踏まえつつ、環境への配慮促進、男女共同参画や次世代育成支援等に適切に対応する。

国立研究開発法人防災科学技術研究所の中長期目標 新旧対照表（案）

（主務府省：文部科学省）

新	旧
国立研究開発法人防災科学技術研究所が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標） I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 防災科学技術研究所法（平成 11 年法律第 174 号）において、防災科研は、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に実施することにより防災科学技術の水準の向上を図ることとされている。これまで、防災科研は、緊急地震速報の開発や高精度の降雨観測レーダの開発、災害時における組織を超えた防災情報の共有に資する基盤的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）の開発など、その成果が国民の安全・安心につながる研究開発を行ってきた。また、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく指定公共機関として、災害の発生時等に必要な情報の提供、地方公共団体等との連携・協働の取組等も実施している。さらに、地震調査研究推進本部の「地震調査研究の推進について―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策（第 3 期）―」（令和元年 5 月 31 日）の下で実施されている我が国の地震調査研究及び令和 6 年 4 月 1 日に設置された火山調査研究推進本部の方針の下で実施される我が国の火山調査研究において、防災科研は中核的な役割を引き続き担っていく必要がある。 Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 2. レジリエントな社会を支える研究基盤の運用・利活用の促進 （1）基盤的観測網の運用・利活用促進 地震調査研究推進本部及び火山調査研究推進本部並びに科学技	国立研究開発法人防災科学技術研究所が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標） I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 防災科学技術研究所法（平成 11 年法律第 174 号）において、防災科研は、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に実施することにより防災科学技術の水準の向上を図ることとされている。これまで、防災科研は、緊急地震速報の開発や高精度の降雨観測レーダの開発、災害時における組織を超えた防災情報の共有に資する基盤的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）の開発など、その成果が国民の安全・安心につながる研究開発を行ってきた。また、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく指定公共機関として、災害の発生時等に必要な情報の提供、地方公共団体等との連携・協働の取組等も実施している。さらに、地震調査研究推進本部の「地震調査研究の推進について―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策（第 3 期）―」（令和元年 5 月 31 日）の下で実施されている我が国の地震調査研究において、防災科研は中核的な役割を引き続き担っていく必要がある。 Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 2. レジリエントな社会を支える研究基盤の運用・利活用の促進 （1）基盤的観測網の運用・利活用促進 地震調査研究推進本部や科学技術・学術審議会測地学分科会地震

術・学術審議会測地学分科会地震火山観測研究計画部会の計画等を踏まえ、我が国の防災科学技術の様々な研究開発の基盤として、陸域の地震・火山観測網と海域の地震・津波観測網を一元化した陸海統合地震津波火山観測網（MOWLAS）等の整備・運用を継続するとともに、観測データの関係機関との共有や利活用促進を図り、国内外の関係機関における研究開発、業務遂行や我が国の地震・津波・火山に関する調査研究の進展に貢献する。また、気象等を対象とする研究開発で得られた観測データを関係機関と共有し、利活用促進を図る。

3. レジリエントな社会を支える防災科学技術の中核的機関の形成 (5) 防災行政への貢献

内閣府により、令和6年度からSIP4Dの主要機能を採用した新総合防災情報システム（SOBO-WEB）が運用開始され、防災基本計画に位置付けられたことも踏まえ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に基づく指定公共機関として対応し、SOBO-WEB及びSIP4D等を活用して災害時情報集約支援チーム（ISUT）をはじめとする関係機関等へ適切な災害対応のための情報提供を行うとともに、災害対応現場への職員の派遣及び後方支援を行う。

また、平時においても地震調査研究推進本部や火山調査研究推進本部等の関係機関等へ観測、調査及び研究の成果を提供する。火山調査研究推進本部の方針に基づき、関係機関と連携して機動的な調査観測や解析を実施する体制を整備する。加えて、関係機関等と連携・協働した研究開発を積極的に行い、国、地方公共団体、民間企業、個人等の各主体の防災力向上に資するための取組を行う。

さらに、災害時における被害拡大の防止及び速やかな復旧・復興の実効性を高めるため、国、地方公共団体等との連携・協働を強化し、災害現場で必要とされている科学技術のニーズを明らかにし

火山観測研究計画部会の計画等を踏まえ、我が国の防災科学技術の様々な研究開発の基盤として、陸域の地震・火山観測網と海域の地震・津波観測網を一元化した陸海統合地震津波火山観測網（MOWLAS）等の整備・運用を継続するとともに、観測データの関係機関との共有や利活用促進を図り、国内外の関係機関における研究開発、業務遂行や我が国の地震・津波・火山に関する調査研究の進展に貢献する。また、気象等を対象とする研究開発で得られた観測データを関係機関と共有し、利活用促進を図る。

3. レジリエントな社会を支える防災科学技術の中核的機関の形成 (5) 防災行政への貢献

防災基本計画に、総合防災情報システムと並んでSIP4Dも防災情報の集約のシステムとして位置づけられたことも踏まえ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に基づく指定公共機関として対応し、SIP4D等を活用して災害時情報集約支援チーム（ISUT）をはじめとする関係機関等へ適切な災害対応のための情報提供を行うとともに、災害対応現場への職員の派遣及び後方支援を行う。

また、平時においても地震調査研究推進本部等の関係機関等へ観測、調査及び研究の成果を提供する。加えて、関係機関等と連携・協働した研究開発を積極的に行い、国、地方公共団体、民間企業、個人等の各主体の防災力向上に資するための取組を行う。

さらに、災害時における被害拡大の防止及び速やかな復旧・復興の実効性を高めるため、国、地方公共団体等との連携・協働を強化し、災害現場で必要とされている科学技術のニーズを明らかにして、必要に応じて研究開発に反映させ、研究成果が効果的に活用されるような枠組みや体制構築に努める。

て、必要に応じて研究開発に反映させ、研究成果が効果的に活用されるような枠組みや体制構築に努める。

VI. その他業務運営に関する重要事項

1. 国民からの信頼の確保・向上

(1) 研究倫理の確立及びコンプライアンスの推進

(2) 情報セキュリティ対策の推進

(3) 安全衛生及び職場環境への配慮

(4) 研究セキュリティ・研究インテグリティの確保

政府方針等を踏まえ、機微技術・情報の流出防止措置などの研究セキュリティ・研究インテグリティの確保を徹底するための適切な対応を講じる。

VI. その他業務運営に関する重要事項

1. 国民からの信頼の確保・向上

(1) 研究倫理の確立及びコンプライアンスの推進

(2) 情報セキュリティ対策の推進

(3) 安全衛生及び職場環境への配慮

独立行政法人日本学術振興会の中期目標 新旧対照表（案）

（主務府省：文部科学省）

新	旧
独立行政法人日本学術振興会が達成すべき業務運営に関する目標 （中期目標） Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3 大学等における研究基盤等の強化 （１）世界最高水準の研究拠点の形成促進 国の方針を踏まえ、国際的な体制の下で審査・評価等を行い、国内外の第一線の研究者を引きつける優れた研究環境と高い研究水準を誇る研究拠点の形成や、その成果の最大化に向けた取組を総合的に支援する。 （２）地域の中核・特色ある研究大学の強化促進 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号。以下「科技イノベ活性化法」という。）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、地域の中核・特色ある研究大学が、その研究力を核とした全学的な経営戦略の下、他大学とも連携しつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速等により研究力強化を図る取組を支援することにより、我が国全体の研究力の発展を牽引する研究大学群の形成を推進する。 （３）大学の教育研究改革等の支援 我が国の大学教育の牽引や、グローバル人材の育成を図るため、	独立行政法人日本学術振興会が達成すべき業務運営に関する目標 （中期目標） Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3 大学等における研究基盤等の強化 （１）世界最高水準の研究拠点の形成促進 国の方針を踏まえ、国際的な体制の下で審査・評価等を行い、国内外の第一線の研究者を引きつける優れた研究環境と高い研究水準を誇る研究拠点の形成や、その成果の最大化に向けた取組を総合的に支援する。 （２）地域の中核・特色ある研究大学の強化促進 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号。以下「科技イノベ活性化法」という。）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、地域の中核・特色ある研究大学が、その研究力を核とした全学的な経営戦略の下、他大学とも連携しつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速等により研究力強化を図る取組を支援することにより、我が国全体の研究力の発展を牽引する研究大学群の形成を推進する （３）大学の教育研究改革等の支援 我が国の大学教育の牽引や、グローバル人材の育成を図るため、

大学が自らの強みや特色を生かし学部や大学院の教育研究改革等に取り組む国の事業について、国の方針を踏まえた審査・評価等を行う。また、我が国の研究力強化を図るため、大学等における研究開発マネジメント人材の育成等の研究環境整備の取組を支援する。

【評価指標】

3－1 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業に係る国際的な審査・評価等の取組状況（審査・評価等を行う委員会の体制整備や開催状況・件数等を参考に判断）

3－2 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業に係る成果の最大化に向けた取組状況

3－3 地域の中核・特色ある研究大学の支援により研究大学群の形成・発展を目指す事業に係る審査・評価等の取組状況（審査・評価等を行う委員会の体制整備や開催状況・件数等を参考に判断）

3－4 地域の中核・特色ある研究大学の支援により研究大学群の形成・発展を目指す事業に係る成果の最大化に向けた取組状況（振興会が行う進捗管理や横展開等を目的とした取組の状況（サイトビジット等を含む）を参考に判断）

3－5 大学教育改革、大学のグローバル化及び研究力強化のための支援における国の方針を踏まえた審査・評価等の取組状況（審査・評価等を行う委員会の体制整備や開催状況・件数等を参考に判断）

3－6 研究開発マネジメント人材の育成等の研究環境整備の取組を支援することにより研究力強化を図る事業に係る成果の最大化に向けた取組状況（振興会が行う進捗管理や横展開等を目的とした取組の状況を参考に判断）

大学が自らの強みや特色を生かし学部や大学院の教育研究改革等に取り組む国の事業について、国の方針を踏まえた審査・評価等を行う。

【評価指標】

3－1 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業に係る国際的な審査・評価等の取組状況（審査・評価等を行う委員会の体制整備状況等を参考に判断）

3－2 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業に係る成果の最大化に向けた取組状況

3－3 地域の中核・特色ある研究大学の支援により研究大学群の形成・発展を目指す事業に係る審査・評価等の取組状況（審査・評価等を行う委員会の体制整備や開催状況・件数等を参考に判断）

3－4 地域の中核・特色ある研究大学の支援により研究大学群の形成・発展を目指す事業に係る成果の最大化に向けた取組状況（振興会が行う進捗管理や横展開等を目的とした取組の状況（サイトビジット等を含む）を参考に判断）

3－5 大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援における国の方針を踏まえた審査・評価等の実施状況（委員会の開催実績等を参考に判断）

【目標水準の考え方】

3-1 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業の審査・評価等を行う委員会において、国の方針を踏まえ、国際的な観点から事業及び研究拠点の形成に有益な指摘を得るための審査・評価等が適切に行われたか、委員会における外国人委員参画割合、英語による審査・評価等を行う体制整備や開催状況・件数等を参考に判断する。

3-2 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業の成果の最大化のため、情報発信や成果の横展開に係る各種取組等について、長期的な展望に基づき計画的・効果的に実施されているかを参考に判断する。

3-3 地域の中核・特色ある研究大学の支援により研究大学群の形成・発展を目指す事業の審査・評価等を行う委員会において、国の方針を踏まえ、審査・評価等が適切に行われたか、委員会の体制整備や開催状況・件数等を参考に判断する。

3-4 地域の中核・特色ある研究大学の支援により研究大学群の形成・発展を目指す事業の成果の最大化のため、国の方針を踏まえ、各大学における取組に関する進捗管理が行われたか、また、必要な情報収集・分析及び経験・ノウハウの共有・展開等を目的とした振興会の取組の状況（サイトビジット等を含む）を参考に判断する。

3-5 国の方針を踏まえた審査・評価等が適切に行われたか、委員会等開催実績や審査・評価等実施件数等を参考に判断する。

3-6 研究開発マネジメント人材の育成等の研究環境整備の取組を支援することにより研究力強化を図る事業の成果の最大化のため、国の方針を踏まえ、各大学等における取組に関する進捗管理の状況

【目標水準の考え方】

3-1 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業の審査・評価等を行う委員会において、国の方針を踏まえ、国際的な観点から事業及び研究拠点の形成に有益な指摘を得るための審査・評価等が適切に行われたか、委員会における外国人委員参画割合、英語による審査・評価等を行う体制整備の状況等を参考に判断する。

3-2 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業の成果の最大化のため、情報発信や成果の横展開に係る各種取組等について、長期的な展望に基づき計画的・効果的に実施されているかを参考に判断する。

3-3 地域の中核・特色ある研究大学の支援により研究大学群の形成・発展を目指す事業の審査・評価等を行う委員会において、国の方針を踏まえ、審査・評価等が適切に行われたか、委員会の体制整備や開催状況・件数等を参考に判断する。

3-4 地域の中核・特色ある研究大学の支援により研究大学群の形成・発展を目指す事業の成果の最大化のため、国の方針を踏まえ、各大学における取組に関する進捗管理が行われたか、また、必要な情報収集・分析及び経験・ノウハウの共有・展開等を目的とした振興会の取組の状況（サイトビジット等を含む）を参考に判断する。

3-5 国の方針を踏まえた審査・評価等が適切に行われたか、委員会等開催実績や審査・評価等実施件数等を参考に判断する。

や、必要な情報収集・分析及び経験・ノウハウの共有・展開等を目的 とした振興会の取組の状況を参考に判断する。	
--	--

独立行政法人日本学生支援機構の中期目標 新旧対照表（案）

（主務府省：文部科学省）

新	旧
独立行政法人日本学生支援機構が達成すべき業務運営に関する目標 （中期目標） Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 奨学金事業 機構は、教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として次の目標に従い奨学金事業を実施することとする。 （１）給付奨学金 給付奨学金については、低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等において修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するものであり、特に優れた学生等であって経済的理由により極めて修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に対して支給を行う。 <u>あわせて、大学等が実施する授業料等減免の対象を拡大することに伴い、新たに追加になる多子世帯の学生等についても大学等に対する情報提供などによる支援を適切に行う。</u> さらに、支給中においては、大学等との連携によって、奨学金の支給を受けている者としての自覚を促すための指導を行うとともに	独立行政法人日本学生支援機構が達成すべき業務運営に関する目標 （中期目標） Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 奨学金事業 機構は、教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として次の目標に従い奨学金事業を実施することとする。 （１）給付奨学金 給付奨学金については、低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等において修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するものであり、特に優れた学生等であって経済的理由により極めて修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に対して支給を行う。 <u>その際、多子世帯や理工農系の学生等の中間層への支援拡大により新たに対象になる者についても、適切に支給を行う。</u> さらに、支給中においては、大学等との連携によって、奨学金の支給を受けている者としての自覚を促すための指導を行うとともに

に適切な適格認定を実施する。

（２）貸与奨学金

貸与奨学金については、優れた学生等であって経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に対して貸与を行う。

大学院修士段階における「授業料後払い制度」についても、適切な審査に基づき実施する。

貸与中においては、大学等との連携によって、貸与奨学金の必要性等を自ら判断し貸与を受けている者としての自覚を促すための指導を行うとともに、適切な適格認定を実施する。

また、貸与奨学金は、返還金を原資の一部としていることから、事業を継続的に運営するため、返還意識の涵養や、着実な返還のための施策を講ずる。あわせて、返還が困難な者に対するセーフティネットとして、減額返還制度、返還期限猶予制度等を適切に運用するとともに、企業等による代理返還制度や所得連動返還方式等、多様な返還方法を提供する。さらに、事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施し、これを踏まえた返還の促進を図る。また、目的に応じた返還免除制度について適切に運用する。

機関保証制度については、代位弁済となる対象債権を的確に請求する。また、保証機関による事業計画等を踏まえ、制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。

返還に関するこれらの制度等について、関係者に対する情報提供、周知及びユーザビリティの向上に努める。

（３）奨学金事業に共通する事項

支援を必要とする者に対して確実に情報を届けることが重要であり、多様な機会や媒体を活用し、高等教育機関への進学希望者等

に適切な適格認定を実施する。

（２）貸与奨学金

貸与奨学金については、優れた学生等であって経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に対して貸与を行う。

大学院修士段階における「授業料後払い制度」についても、適切な審査に基づき実施する。

貸与中においては、大学等との連携によって、貸与奨学金の必要性等を自ら判断し貸与を受けている者としての自覚を促すための指導を行うとともに、適切な適格認定を実施する。

また、貸与奨学金は、返還金を原資の一部としていることから、事業を継続的に運営するため、返還意識の涵養や、着実な返還のための施策を講ずる。あわせて、返還が困難な者に対するセーフティネットとして、減額返還制度、返還期限猶予制度等を適切に運用するとともに、企業等による代理返還制度や所得連動返還方式等、多様な返還方法を提供する。さらに、事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施し、これを踏まえた返還の促進を図る。また、目的に応じた返還免除制度について適切に運用する。

機関保証制度については、代位弁済となる対象債権を的確に請求する。また、保証機関による事業計画等を踏まえ、制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。

返還に関するこれらの制度等について、関係者に対する情報提供、周知及びユーザビリティの向上に努める。

（３）奨学金事業に共通する事項

支援を必要とする者に対して確実に情報を届けることが重要であり、多様な機会や媒体を活用し、高等教育機関への進学希望者等

や学生等、保護者、学校関係者等における制度の認知度を高めるために正確で分かりやすい情報提供を行う。

また、奨学金事業を円滑に運営し、授業料等減免等の大学等による支援策と併せて、着実に学生等の経済的負担を軽減するため、奨学金に関する申込手続き等について、高等学校や大学等と一層の連携を図るとともに、奨学金制度に対する理解や奨学生としての自覚の増進を適切に実施する。

さらに、奨学金事業の運用改善等や、奨学金事業に対する正確な認識に基づく意義の理解や支持の拡大に資するため、奨学金の効果の把握・検証のための方策や、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、国と連携して検討し、具体的な取組を実施する。

【指標】

- 1－1 給付奨学金の給付状況
- 1－2 給付奨学金における適格認定の実施状況
- 1－3 貸与奨学金の貸与状況
- 1－4 貸与奨学金における適格認定の実施状況
- 1－5 貸与奨学金の新規返還者回収率
- 1－6 貸与奨学金に係る各種制度の運用状況
- 1－7 奨学金事業の情報提供の状況及び学校との連携の状況
- 1－8 効果検証や元奨学生とのつながりの構築等の検討・実施状況

【関連指標】

- 1－A 貸与奨学金の要返還債権額に占める3ヶ月以上延滞債権額の割合
- 1－B 減額返還及び返還期限猶予の申請件数に占める電子申請の割合
- 1－C 代理返還制度の利用企業数

や学生等、保護者、学校関係者等における制度の認知度を高めるために正確で分かりやすい情報提供を行う。

また、奨学金事業を円滑に運営するため、奨学金に関する申込手続き等について、高等学校や大学等と一層の連携を図るとともに、奨学金制度に対する理解や奨学生としての自覚の増進を適切に実施する。

さらに、奨学金事業の運用改善等や、奨学金事業に対する正確な認識に基づく意義の理解や支持の拡大に資するため、奨学金の効果の把握・検証のための方策や、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、国と連携して検討し、具体的な取組を実施する。

【指標】

- 1－1 給付奨学金の給付状況
- 1－2 給付奨学金における適格認定の実施状況
- 1－3 貸与奨学金の貸与状況
- 1－4 貸与奨学金における適格認定の実施状況
- 1－5 貸与奨学金の新規返還者回収率
- 1－6 貸与奨学金に係る各種制度の運用状況
- 1－7 奨学金事業の情報提供の状況及び学校との連携の状況
- 1－8 効果検証や元奨学生とのつながりの構築等の検討・実施状況

【関連指標】

- 1－A 貸与奨学金の要返還債権額に占める3ヶ月以上延滞債権額の割合
- 1－B 減額返還及び返還期限猶予の申請件数に占める電子申請の割合
- 1－C 代理返還制度の利用企業数

【重要度：高】

少子化が進む状況の中、また教育の機会均等の観点からも、政府の「こども未来戦略」等に基づく高等教育費の負担軽減のため、機構の奨学金事業の重要性が一層高まっているため。

＜目標水準の考え方＞

- 1－1 適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に対し奨学金の給付を的確に実施したか、奨学生採用等の実施状況を参考に判断する。
- 1－2 奨学生としての学業精励の自覚を促す取組や適格認定を適切に行ったか、適格認定の処置状況等を参考に判断する。
- 1－3 適切な審査に基づき支援を必要とする者に対し奨学金の貸与を的確に実施したか、奨学生採用等の実施状況を参考に判断する。
- 1－4 在学中の指導を充実する取組や適格認定を適切に行ったか、適格認定の処置状況等を参考に判断する。
- 1－5 奨学金貸与事業の健全性を確保するため、着実な返還に向けた諸施策を講じ、目標値については、貸与奨学金の新規返還者回収率（当該年度に新たに返還を開始する返還者の要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に97.2%以上とする。
- 1－6 減額返還・返還期限猶予制度等のセーフティネットや、企業等による代理返還制度、所得連動返還方式、返還免除制度が適切に運用されたか、周知・広報の実施状況や制度の運用状況を参考に判断する。
- 1－7 奨学金制度に関する情報を、高等学校及び大学等の関係者に対し、情報の受け手にとってわかりやすい形で、積極的に適切なタイミングで提供したか、また、奨学金制度の認知度が向上したか、情報提供の取組状況等を参考に判断する。また、大学等

【重要度：高】

少子化が進む状況の中、また教育の機会均等の観点からも、政府の「こども未来戦略」等に基づく高等教育費の負担軽減のため、機構の奨学金事業の重要性が一層高まっているため。

＜目標水準の考え方＞

- 1－1 適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に対し奨学金の給付を的確に実施したか、奨学生採用等の実施状況を参考に判断する。
- 1－2 奨学生としての学業精励の自覚を促す取組や適格認定を適切に行ったか、適格認定の処置状況等を参考に判断する。
- 1－3 適切な審査に基づき支援を必要とする者に対し奨学金の貸与を的確に実施したか、奨学生採用等の実施状況を参考に判断する。
- 1－4 在学中の指導を充実する取組や適格認定を適切に行ったか、適格認定の処置状況等を参考に判断する。
- 1－5 奨学金貸与事業の健全性を確保するため、着実な返還に向けた諸施策を講じ、目標値については、貸与奨学金の新規返還者回収率（当該年度に新たに返還を開始する返還者の要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に97.2%以上とする。
- 1－6 減額返還・返還期限猶予制度等のセーフティネットや、企業等による代理返還制度、所得連動返還方式、返還免除制度が適切に運用されたか、周知・広報の実施状況や制度の運用状況を参考に判断する。
- 1－7 奨学金制度に関する情報を、高等学校及び大学等の関係者に対し、情報の受け手にとってわかりやすい形で、積極的に適切なタイミングで提供したか、また、奨学金制度の認知度が向上したか、情報提供の取組状況等を参考に判断する。また、各学

<u>における授業料等減免等の実施に係る事務に関することを含め、各学校との一層の連携を図ることができたか、連携のための取組状況を参考に判断する。</u> 1－8 奨学金給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策並びに給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策を国と連携して検討・実施したか、情報収集や論点整理を含めた検討状況・実施状況を参考に判断する。 1－A 初期延滞の予防、延滞進行の防止の双方の状況を把握することが重要であることから、今中期目標期間中の貸与奨学金の要返還債権額に占める3ヶ月以上延滞債権額の割合を3.83%以下とする。 1－B 奨学金申請については原則電子化が進んでいる中、利便性の更なる向上のため、減額返還及び返還期限猶予の利用者が行う申請のうち、電子申請の占める割合を、中期目標期間中に50%以上とする。 1－C 社会における制度の理解を増進し、制度に対する支援を拡充するため、企業等による代理返還制度の利用企業数を、中期目標期間中に4,600社以上とする。	<u>校との一層の連携を図ることができたか、連携のための取組状況を参考に判断する。</u> 1－8 奨学金給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策並びに給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策を国と連携して検討・実施したか、情報収集や論点整理を含めた検討状況・実施状況を参考に判断する。 1－A 初期延滞の予防、延滞進行の防止の双方の状況を把握することが重要であることから、今中期目標期間中の貸与奨学金の要返還債権額に占める3ヶ月以上延滞債権額の割合を3.83%以下とする。 1－B 奨学金申請については原則電子化が進んでいる中、利便性の更なる向上のため、減額返還及び返還期限猶予の利用者が行う申請のうち、電子申請の占める割合を、中期目標期間中に50%以上とする。 1－C 社会における制度の理解を増進し、制度に対する支援を拡充するため、企業等による代理返還制度の利用企業数を、中期目標期間中に4,600社以上とする。
--	---

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 中長期目標 新旧対照表（案）

現行中長期目標（旧）	変更後（新）
IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 4. 東京電力福島第一原子力発電所事故の対処に係る研究開発の推進 （2） 環境回復に係る研究開発 「福島復興再生基本方針」（令和3年3月26日閣議決定）等の国の政策や福島県及び地元自治体等のニーズを踏まえて、福島において住民が安全に安心して生活する環境を整備するために必要な環境回復に係る研究開発を実施する。具体的には、福島県が定める「環境創造センター中長期取組方針」（平成31年2月改訂）を踏まえ、関係機関と連携しつつ、森林、河川域などの広いフィールドを対象とした放射性物質の環境動態に関する研究を行うとともに、その成果をもとに放射線量の可視化及び将来予測が可能なシステムを提供するなど、優先度の高い調査・研究開発を推進する。また、その成果を地元自治体等へと着実に還元し、住民の帰還や各自治体における帰還に係る計画立案、地元の農林業の再生等に貢献する。	（2） 環境回復に係る研究開発 「福島復興再生基本方針」（令和3年3月26日閣議決定）等の国の政策や福島県及び地元自治体等のニーズを踏まえて、福島において住民が安全に安心して生活する環境を整備するために必要な環境回復に係る研究開発を実施する。具体的には、福島県が定める「環境創造センターの中長期取組方針」（平成31年2月改訂）を踏まえ、避難指示区域解除や廃炉作業が進む中で、原子力発電所及び周辺地域の安全・安心確保に向け、原子力発電所周辺環境等への影響評価や避難指示区域におけるモニタリングが今後より重要なものになることに鑑み、関係機関と連携しつつ、モニタリング技術の最適化及び地元自治体などへの情報発信等に取り組む。森林、河川域などの広いフィールドを対象とした放射性物質の環境動態に関する研究を行うとともに、その成果をもとに放射線量の可視化及び将来予測が可能なシステムを提供するなど、優先度の高い調査・研究開発を推進する。また、その成果を地元自治体等へと着実に還元し、住民の帰還や各自治体における帰還に係る計画立案、地元の農林業の再生等に貢献する。
V. 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1. 効果的・効率的なマネジメント体制の確立 （2） 内部統制の強化 適正かつ効果的・効率的な内部統制を強化するために、全ての役職員のコンプライアンスの徹底、経営層による意思決定、内部規程整備・運用、リスクマネジメント等を含めた内部統制環境を整備・運用するとともに不断の見直しを行う。また、整備状況やこれらが有効に機能していること等について定期的に内部監査等によりモニタリング・検証するとともに、公正かつ独立の立場から評価するために、監事によ	（2） 内部統制の強化 適正かつ効果的・効率的な内部統制を強化するために、全ての役職員のコンプライアンスの徹底、経営層による意思決定、内部規程整備・運用、リスクマネジメント等を含めた内部統制環境を整備・運用するとともに不断の見直しを行う。また、整備状況やこれらが有効に機能していること等について定期的に内部監査等によりモニタリング・検証するとともに、公正かつ独立の立場から評価するために、監事によ

る監査機能・体制を強化する。研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全性の観点から、研究不正に適切に対応するため、組織として研究不正を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化する。また、万が一研究不正が発生した際の対応のための体制を強化する。

る監査機能・体制を強化する。研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全性の観点から、研究不正に適切に対応するため、組織として研究不正を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化する。また、万が一研究不正が発生した際の対応のための体制を強化する。

政府方針等を踏まえ、機微技術・情報の流出防止措置などの研究セキュリティ・研究インテグリティの確保を徹底するための適切な対応を講じる。

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標における
「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」の評価に関する主な評価軸等について

中長期目標	主な評価軸	備考(関連する評価指標、モニタリング指標等)
IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項		
1. 安全性向上等の革新的技術開発によるカーボンニュートラルへの貢献	①運転管理体制の強化等安全を最優先とした取組を行っているか。	【定性的観点】 ・人的災害、事故・トラブル等の未然防止の取組状況(評価指標) ・品質保証活動、安全文化醸成活動、法令等の遵守活動等の実施状況(評価指標) ・トラブル発生時の復旧までの対応状況(評価指標) ・運転・保守管理技術の蓄積及び伝承状況(モニタリング指標) 【定量的観点】 ・人的災害、事故・トラブル等発生件数(モニタリング指標) ・原子力規制検査等における指摘件数(モニタリング指標)
	②人材育成のための取組が十分であるか。	【定性的観点】 ・核燃料サイクル技術を支える人材、技術伝承等の人材育成の取組状況(評価指標)
(1)一層の安全性・経済優位性を追求した原子力システムの研究	③成果や取組が関係行政機関や民間等からのニーズに適合し、安全性・経済性向上に貢献するものであるか。	【定性的観点】 ・国内・国際動向等を踏まえた安全性・経済性向上の研究開発の取組状況(評価指標) ・研究成果の原子力事業者等への提案・活用事例(モニタリング指標) 【定量的観点】 ・関係行政機関、民間を含めた事業者等からの共同・受託研究件数、及びその成果件数(モニタリング指標)
(2)高温ガス炉に係る研究開発	④高温ガス炉とこれによる熱利用技術についての成果が、海外の技術開発状況に照らし十分意義のあるものか、さらに将来の実用化の可能性等の判断に資するものであるか。	【定性的観点】 ・将来の実用化に向けた産業界等との連携の状況(評価指標) ・HTTRを用いた試験の進捗状況(評価指標) ・ISプロセスの連続水素製造試験の進捗状況(評価指標) ・海外の技術開発状況に照らした、高温ガス炉熱利用技術の進捗の評価(モニタリング指標) ・人材育成への取組(モニタリング指標) 【定量的観点】 ・HTTR接続試験に向けたシステム設計、安全評価、施設の建設を含むプロジェクト全体の進捗率(評価指標)
(3)高速炉・核燃料サイクルに係る研究開発	⑤高速炉の実証技術に向けた研究開発の成果が、海外の技術開発状況に照らし十分意義のあるものか。	【定性的観点】 ・高速炉の実証技術の確立に向けた研究開発成果の達成状況(評価指標) ・民間における高速炉・核燃料サイクル研究開発の支援に関する取組状況(評価指標) ・「常陽」の運転再開に係る取組状況(評価指標) ・「常陽」を用いた照射試験に係る取組状況(評価指標) ・高速炉による廃棄物の減容・有害度低減に資するシステム構築に向けた貢献状況並びにその技術的成立性の確認のためのデータ取得・管理状況(評価指標) ・高速炉・核燃料サイクルに資する核変換技術の開発状況(評価指標)
	⑥国際プロジェクトへの参画を通じ得られた成果・取組は高速炉の実証技術の確立に貢献するものか。	【定性的観点】 ・国際交渉力のある人材の確保・育成の状況(評価指標) ・国際協力の実施状況(評価指標) ・高速炉の安全性など設計、評価手法等の規格基準化、国際標準化の主導の状況(評価指標) ・最新の国際動向等を踏まえた効果的かつ臨機応変な高速炉研究開発の進捗状況(モニタリング指標) 【定量的観点】 ・知的財産(特許等)の取得・活用状況(モニタリング指標) ・外部発表件数(モニタリング指標)

中長期目標	主な評価軸	備考(関連する評価指標、モニタリング指標等)
	⑦高速炉研究開発の成果の最大化に繋がる国際的な戦略の立案を通じ、政府における政策立案等に必要な貢献をしたか。	【定性的観点】 ・高速炉研究開発の国際動向の恒常的な把握の状況(モニタリング指標) ・「常陽」、「AtheNa」等の機構が有する設備についての外部利用者による利用計画の構築及び利用実績状況(評価指標) ・これまでの研究成果や蓄積された技術戦略立案への反映状況(評価指標) ・我が国として保有すべき必要技術を獲得でき、かつ、技術的、経済的、社会的なリスクを考慮した、国際協力で合理的に推進できる戦略立案の状況(評価指標) ・国内外の高速炉研究開発に係るスケジュールを踏まえつつ、適切なタイミングでの政府等関係者への提案状況や、政府等関係者との方針合意の状況(評価指標) 【定量的観点】 ・高速炉研究開発に係る政策立案に資する国際会議等の開催・参加件数(モニタリング指標)
	⑧再処理技術開発、軽水炉MOX燃料等の再処理に向けた基盤技術開発、高速炉用MOX燃料製造技術開発に関し、産業界等のニーズに適合し、また課題解決につながる成果や取組が創出・実施されているか。	【定性的観点】 ・MOX燃料の再処理に向けた基盤技術開発の進捗状況(評価指標) ・長寿命で有害度の高いマイナーアクチノイド(MA)を分離するための共通基盤技術の研究開発をふくめ、高速炉用MOX燃料製造技術開発成果の創出状況(評価指標) ・外部への成果発表状況(モニタリング指標)
2. 原子力科学技術に係る多様な研究開発の推進によるイノベーションの創出	①安全を最優先とした取組を行っているか。	【定性的観点】 ・人的災害、事故・トラブル等の未然防止の取組状況(評価指標) ・品質保証活動、安全文化醸成活動、法令等の遵守活動等の実施状況(評価指標) ・トラブル発生時の復旧までの対応状況(評価指標) 【定量的観点】 ・人的災害、事故・トラブル等発生件数(モニタリング指標) ・原子力規制検査等における指摘件数(モニタリング指標)
	②人材育成のための取組が十分であるか。	【定性的観点】 ・技術伝承等人材育成の取組状況(評価指標)
(1)原子力基礎基盤研究、先端原子力科学研究、中性子利用研究及び原子力計算科学研究の推進	③基礎基盤研究、先端原子力科学研究及び中性子利用研究等の成果・取組の科学的意義は十分に大きなものであるか。	【定性的観点】 ・独創性・革新性の高い科学的意義を有する研究成果の創出状況(評価指標) ・研究者の流動化、国際化に係る研究環境の整備に関する取組状況(評価指標) 【定量的観点】 ・発表論文数等(モニタリング指標) ・知的財産(特許等)の取得・活用状況(モニタリング指標) ・表彰数(モニタリング指標) ・プレス発表件数(モニタリング指標)
	④基礎基盤研究及び中性子利用研究等の成果や取組は機構内外のニーズに適合し、また、それらの課題解決に貢献するものであるか。	【定性的観点】 ・政府、機構内、学会・産業界からの研究開発や課題解決ニーズに貢献する研究開発への取組状況と成果の創出状況(評価指標) ・研究成果の産業界での活用促進に向けた取組状況と実績(評価指標) ・原子力イノベーションに向けた研究開発の取組状況(評価指標) 【定量的観点】 ・外部資金獲得件数・額(モニタリング指標) ・共同研究実施件数(モニタリング指標) ・大学や他研究機関・学協会組織等との間の人的交流実績(モニタリング指標)
	⑤「もんじゅ」サイトにおける新試験研究炉の整備に関する取組に貢献しているか。	【定性的観点】 ・試験研究炉の設計に係る検討への貢献状況(評価指標)

中長期目標	主な評価軸	備考(関連する評価指標、モニタリング指標等)
(2)特定先端大型研究施設の共用促進・高度化並びに供用施設の利用促進	⑥J-PARCについて世界最高水準の性能を発揮すべく適切に管理・維持するとともに、適切に共用されているか。	【定性的観点】 ・ビーム出力1MW相当での運転状況(モニタリング指標) ・中性子科学研究の世界的拠点の形成状況(評価指標) ・利用者ニーズへの対応状況(評価指標) ・産業振興への寄与(評価指標) 【定量的観点】 ・利用実験実施課題数(モニタリング指標) ・安全かつ安定な施設の稼働率(評価指標) ・利用者による発表論文数等(モニタリング指標) ・大学・産業界における活用状況(モニタリング指標) ・共用運転に係るマシンタイム(モニタリング指標)
	⑦J-PARCにおいて、安全を最優先とした安全管理マネジメントを強化し、より安全かつ安定な施設の運転に取り組んでいるか。	【定性的観点】 ・施設点検、運転要領書等の整備の取組状況(評価指標)
	⑧供用施設の利用促進を適切に実施しているか、研究環境整備への取組が行われているか、我が国の原子力の基盤強化に貢献しているか。	【定性的観点】 ・ユーザーの利便性向上に係る取組状況(モニタリング指標) ・利用希望者やユーザーからの相談等への対応状況(モニタリング指標) 【定量的観点】 ・供用施設数、利用件数、採択課題数、利用人数(評価指標) ・利用者への安全・保安教育実施件数(評価指標) ・施設供用による発表論文数(モニタリング指標) ・施設供用特許などの知財(モニタリング指標)
(3)産学官の共創によるイノベーション創出への取組の強化	⑨機構の各事業において産学官連携に戦略的に取り組み、成果の社会還元、イノベーション創出に貢献しているか。	【定性的観点】 ・産学官の連携体制の構築等イノベーション戦略に関する取組状況(評価指標) ・知的財産の出願・取得・保有に関する取組状況(評価指標) ・研究開発成果の普及・展開に関する取組状況(評価指標) ・原子力に関する情報の収集・整理・提供に関する取組状況(評価指標) ・外部機関との連携に関する活動状況(評価指標) ・機構の成果を活用したベンチャー企業の創出状況(評価指標) 【定量的観点】 ・知的財産(特許等)の取得・活用状況(モニタリング指標) ・研究開発成果の普及・展開に関する取組件数(モニタリング指標) ・研究協力推進に関する取組件数(モニタリング指標) ・機構の研究開発成果情報発信数(評価指標) ・機構の技術シーズと社会ニーズのマッチング件数、橋渡し件数(モニタリング指標)
	⑩民間の原子力事業者からの要請に基づく人的支援及び技術支援を確実に実施しているか。	【定性的観点】 ・民間事業者からの要請への対応状況(評価指標) 【定量的観点】 ・受託試験等の実施状況(モニタリング指標)
3. 我が国全体の研究開発や人材育成に貢献するプラットフォーム機能の充実	①安全を最優先とした取組を行っているか。	【定性的観点】 ・人的災害、事故・トラブル等の未然防止の取組状況(評価指標) ・安全文化醸成活動、法令等の遵守活動等の実施状況(評価指標) ・トラブル発生時の復旧までの対応状況(評価指標) 【定量的観点】 ・人的災害、事故・トラブル等発生件数(モニタリング指標)
(1)大学や産業界等との連携強化による人材育成	②原子力分野の人材育成を適切に実施しているか、我が国の原子力の基盤強化に貢献しているか。	【定性的観点】 ・研究開発現場での人材育成の取組状況(評価指標) ・人材育成ネットワークの活動状況(評価指標) 【定量的観点】 ・国内外研修受講者アンケートによる研修内容の評価(評価指標) ・国内外からの研究者・技術者・学生等の受入数、研修等への参加人数(モニタリング指標)

中長期目標	主な評価軸	備考(関連する評価指標、モニタリング指標等)
(2)核不拡散・核セキュリティ強化等及び国際連携の推進	③成果や取組が、国内外の核不拡散・核セキュリティ強化等に資するものであるか。	【定性的観点】 ・核不拡散・核セキュリティに関する技術開発及び人材育成の取組状況(評価指標) ・国内外の動向等を踏まえた政策研究の取組状況(評価指標) ・CTBT検証体制への貢献状況(評価指標) ・幅広い関係者への情報発信の状況(評価指標) 【定量的観点】 ・核不拡散・核セキュリティ分野の研修回数・参加人数等(モニタリング指標) ・技術開発成果・政策研究に係る情報発信数(モニタリング指標) ・国際会議の開催数・参加人数等(モニタリング指標)
	④戦略的かつ多様な国際連携の推進に取り組んでいるか。	【定性的観点】 ・国際戦略の改定と実施状況(評価指標) ・国際会議への参画による国際基準やガイドライン策定等の取組状況(評価指標) ・取り決めの締結の状況(モニタリング指標) ・輸出管理関連法令順守の状況(評価指標) 【定量的観点】 ・輸出管理に関する教育活動の実施回数(モニタリング指標) ・輸出管理内部監査における指摘件数(モニタリング指標)
4. 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対処に係る研究開発の推進	①安全を最優先とした取組を行っているか。	【定性的観点】 ・人的災害、事故・トラブル等の未然防止の取組状況(評価指標) ・安全文化醸成活動、法令等の遵守活動等の実施状況(評価指標) ・トラブル発生時の復旧までの対応状況(評価指標) ・地元住民をはじめとした幅広い関係者への福島原発事故の対処に係る情報提供の状況(モニタリング指標) 【定量的観点】 ・人的災害、事故・トラブル等発生件数(モニタリング指標)
	②人材育成のための取組が十分であるか。	【定性的観点】 ・技術伝承等人材育成の取組状況(評価指標)
(1)廃止措置等に向けた研究開発	③廃止措置等に係る研究開発について、現場のニーズに即しつつ、中長期ロードマップで期待されている成果や取組が創出・実施されたか。さらに、それらが安全性や効率性の高い廃止措置等の早期実現に貢献するものであるか。	【定性的観点】 ・中長期ロードマップ等への対応状況(評価指標) ・廃止措置現場のニーズと適合した研究成果の創出と地元住民をはじめとした幅広い関係者への情報発信の状況(評価指標) ・専門的知見における廃炉戦略の策定の支援状況(評価指標) ・東京電力福島第一原子力発電所廃止措置等の安全かつ確実な実施の貢献状況(評価指標) ・研究の成果による原子力施設の安全性向上への貢献状況(評価指標) ・現場や行政への成果の反映事例(モニタリング指標) ・燃料デブリの取り扱いおよび放射性廃棄物の取り扱い、管理に対する研究取り組み状況(評価指標) ・中長期的な視点に立った廃止措置を支える人材育成の取組がなされているか(評価指標) 【定量的観点】 ・知的財産(特許等)の取得・活用状況(モニタリング指標) ・外部発表件数(モニタリング指標)
(2)環境回復に係る研究開発	④放射性物質による汚染された環境の回復に係る実効的な研究開発を実施する他、地元自治体への情報発信を行い、安全で安心な生活を取り戻すために貢献しているか。	【定性的観点】 ・福島復興再生基本方針等に基づく対応状況(評価指標) ・国の政策や地元自治体の要望等に基づく対応やを踏まえた研究成果の創出と、地元住民をはじめとした幅広い関係者への情報発信(評価指標) ・モニタリング技術の最適化等を通じた地元自治体地元等ニーズに基づく合理的な安全対策の策定、農業、林業等の再生及び避難指示解除への技術的貢献状況(評価指標) ・現場や行政への成果の反映事例(モニタリング指標) 【定量的観点】 ・知的財産(特許等)の取得・活用状況(モニタリング指標) ・外部発表件数(モニタリング指標)

中長期目標	主な評価軸	備考(関連する評価指標、モニタリング指標等)
(3)研究開発基盤の構築・強化	⑤東京電力福島第一原子力発電所事故の廃止措置等に向けた研究開発基盤施設や国内外の人材育成ネットワークを計画通り整備し、適切な運用を行うことができたか。	【定性的観点】 ・中長期ロードマップ等に基づく研究開発拠点の整備と運営状況と地元住民をはじめとした幅広い関係者への情報発信状況(評価指標) ・東京電力の示すニーズを踏まえた研究開発基盤やこれまで廃炉研究で行った成果を踏まえた新しい研究基盤の構築がなされているか(評価指標) ・廃炉環境国際共同センターを中核として、成果の橋渡しや国内外の人材ネットワークの構築・運用状況(評価指標)
5. 高レベル放射性廃棄物の処理処分に関する技術開発の着実な実施	①安全を最優先とした取組を行っているか。	【定性的観点】 ・人的災害、事故・トラブル等の未然防止の取組状況(評価指標) ・品質保証活動、安全文化醸成活動、法令等の遵守活動等の実施状況(評価指標) ・トラブル発生時の復旧までの対応状況(評価指標) 【定量的観点】 ・人的災害、事故・トラブル等発生件数(モニタリング指標) ・原子力規制検査等における指摘件数(モニタリング指標)
	②人材育成のための取組が十分であるか。	【定性的観点】 ・高レベル放射性廃棄物の処理処分に関する技術開発を支える人材、技術伝承等人材育成の取組状況(評価指標)
	③情報発信の取組が十分であるか。	【定性的観点】 ・研究開発の実施状況や成果に関する情報発信の状況(評価指標)
(1)高レベル放射性廃棄物の処理に関する研究開発	④放射性廃棄物の減容化・有害度低減に関し、国際的な協力体制を構築し、将来大きなインパクトをもたらす可能性のある成果が創出されているか。	【定性的観点】 ・MAの分離変換技術の研究開発成果の創出状況(評価指標) ・高速炉やADSを用いた核変換技術の研究開発成果との創出状況(評価指標) ・国際ネットワークの構築・運用状況(評価指標) 【定量的観点】 ・発表論文数等(モニタリング指標)
(2)高レベル放射性廃棄物等の地層処分研究開発	⑤高レベル放射性廃棄物処分事業等に資する研究開発成果が期待された時期に適切な形で得られているか。	【定性的観点】 ・地層処分技術の研究開発成果の創出及び実施主体の事業と安全規制上の施策への貢献状況(評価指標) ・使用済燃料直接処分等の調査研究の成果の創出状況(評価指標) ・国内外の専門家によるレビュー結果(モニタリング指標)
6. 安全を最優先とした持続的なバックエンド対策の着実な推進	①安全確保を最優先とした取組を行っているか。	【定性的観点】 ・人的災害、事故・トラブル等の未然防止の取組状況(評価指標) ・品質保証活動、安全文化醸成活動、法令等の遵守活動等の実施状況(評価指標) ・トラブル発生時の復旧までの対応状況(評価指標) 【定量的観点】 ・人的災害、事故・トラブル等発生件数(モニタリング指標) ・原子力規制検査等における指摘件数(モニタリング指標)
	②持続的なバックエンド対策を進めるために必要な体制の強化を行う取組が十分であるか。	【定性的観点】 ・バックエンド対策に係る体制強化の取組状況(評価指標)
	③長期間にわたる廃止措置マネジメントに必要なリスクの把握・対応策、予算、人材育成・知識継承等の情報を含む具体的計画を策定する取組が十分であるか。	【定性的観点】 ・必要なリスクの把握・対応策、予算、人材育成・知識継承等の情報を含む具体的計画を策定の取組状況(評価指標)

中長期目標	主な評価軸	備考(関連する評価指標、モニタリング指標等)
(1)廃止措置・放射性廃棄物処理処分の計画的遂行と技術開発	④原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理処分の計画的遂行と低コスト化や廃棄物量を少なくする技術開発を推進し、課題解決につながる成果が得られているか。	【定性的観点】 ・廃止措置で得られた知見のとりまとめ及び処理処分に係る先駆的な技術開発成果の創出状況並びにこれらの関係機関との情報共有の取組状況(評価指標) ・廃止措置の進捗状況(評価指標) ・廃棄物処理施設等の整備状況(評価指標) ・廃止措置のコスト低減への貢献(モニタリング指標) ・低レベル放射性廃棄物の保管管理、減容、安定化に係る処理の進捗状況(評価指標) ・埋設事業の進捗状況(評価指標) ・クリアランスに係る取組の進捗状況(評価指標) ・解体物の適切な区分、処理、廃棄物処理の進捗状況(評価指標)
(2)敦賀地区の原子力施設の廃止措置実証のための活動	⑤「もんじゅ」の廃止措置に向けた取組・成果が適切であったか。	【定性的観点】 ・廃止措置に向けた取組の状況(評価指標)
	⑥「ふげん」の廃止措置に向けた取組・成果が適切であったか。	【定性的観点】 ・廃止措置に向けた取組の状況(評価指標)
	⑦原子力施設の先駆的な廃止措置及び技術開発を推進し、課題解決につながる成果が得られているか。	【定性的観点】 ・廃止措置及び先駆的な技術開発成果の創出状況(評価指標) ・クリアランスの進捗状況(評価指標) ・廃止措置のコスト低減への貢献(モニタリング指標)
(3)東海再処理施設の廃止措置実証のための活動	⑧廃止措置に向けた取組・成果が適切であったか。	【定性的観点】 ・安全性向上対策の実施状況(評価指標) ・高レベル放射性廃液のガラス固化の実施状況(評価指標) ・RETF の利活用に向けた取組の実施状況(評価指標) ・LWTF の整備状況(評価指標) 【定量的観点】 ・高レベル放射性廃液の処理割合(評価指標)
	⑨原子力施設の先駆的な廃止措置及び技術開発を推進し、再処理施設の廃止措置技術体系の確立につながる成果が得られているか。	【定性的観点】 ・再処理施設の廃止措置技術体系の確立に向けた取組の進捗状況(評価指標) ・ガラス固化技術開発及び高度化への進捗状況(評価指標) ・民間の核燃料サイクル事業に対する技術支援状況(評価指標) ・外部への成果発表状況(モニタリング指標)
7. 原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とその他の安全研究の推進	①組織を区分し、実効性、中立性及び透明性を確保した業務ができているか。	【定性的観点】 ・規制支援業務の実施体制(評価指標) ・審議会における審議状況、答申の業務への反映状況(評価指標) 【定量的観点】 ・予算・決算、職員数などの研究資源の維持・増強の状況に係る数値(モニタリング指標)
	②安全を最優先とした取組を行っているか。	【定性的観点】 ・人的災害、事故・トラブル等の未然防止の取組状況(評価指標) ・安全文化醸成活動、法令等の遵守活動等の実施状況(評価指標) ・トラブル発生時の復旧までの対応状況(評価指標) 【定量的観点】 ・人的災害、事故・トラブル等発生件数(モニタリング指標)
(1) 原子力安全規制行政に対する技術的支援とその他の安全研究	③安全研究の成果が、国内外の最新知見を踏まえて、国際的に高い水準を達成し、公表されているか。	【定性的観点】 ・国際水準に照らした安全研究成果の創出状況(実験データの取得・活用、解析コードの開発・改良等)(評価指標) ・国内外への安全研究成果の発信状況(評価指標) 【定量的観点】 ・論文公表数(掲載誌のインパクトファクターを併記)、報告書数、表彰数、招待講演数等(モニタリング指標)

中長期目標	主な評価軸	備考(関連する評価指標、モニタリング指標等)
	④技術的支援及びそのための安全研究が原子力安全規制に関する技術的課題や国内外の要請に適合し、原子力の安全の確保に貢献しているか。	【定性的観点】 ・原子力規制委員会の技術的課題の提示又は要請等を受けた安全研究の実施状況(評価指標) 【定量的観点】 ・創出した安全研究成果の原子力規制委員会への報告件数(評価指標) ・安全研究成果の規制への活用等の原子力安全規制行政に対する技術的な支援件数(評価指標) ・原子力施設等の事故・故障の原因究明及びこれの原子力安全規制行政への反映に係る支援件数(評価指標)
	⑤人材育成のための取組が十分であるか。	【定性的観点】 ・我が国の原子力安全規制行政を高い見地から支援できる人材を輩出することを目的とした計画的な人材育成への取組状況(評価指標) ・規制機関等の人材の受入れ・育成状況(評価指標) ・規制機関等への人材の派遣状況(評価指標) ・大学、研究機関、学会等との連携による人材育成への取組状況(評価指標) 【定量的観点】 ・若手研究者による論文公表数(掲載誌のインパクトファクターを併記)、国内/国際学会での発表件数、表彰数等(モニタリング指標)
(2) 原子力防災等に対する技術的支援	⑥原子力防災等に関する成果や取組が関係行政機関等のニーズに適合し、対策の強化に貢献しているか、また、原子力災害時における緊急時モニタリング等の技術力の向上と必要な体制強化・維持に取り組んでいるか。	【定性的観点】 ・原子力災害時等における人的・技術的支援状況(評価指標) ・我が国の原子力防災体制基盤強化の支援状況(評価指標) ・原子力防災分野における国際貢献状況(評価指標) ・原子力災害への支援体制を維持・向上させるための人的・技術的取組状況(評価指標) 【定量的観点】 ・機構内専門家を対象とした研修、訓練等の実施回数(評価指標) ・国内全域にわたる原子力防災関係要員を対象とした研修、訓練等の実施回数(モニタリング指標) ・国、地方公共団体等の原子力防災訓練等への参加回数(モニタリング指標)

※なお、本評価軸等については、国の政策の変更、科学技術の発展、社会環境の変化その他の諸事情の変化等を踏まえて適宜柔軟に見直すこととする。